

令和 6 年度
「美馬市 U I 」ターン促進奨学金返還支援補助金」
募 集 要 項

奨学金の返還支援



【申請期間】令和 6 年 4 月 1 日 (月) から令和 7 年 3 月 3 1 日 (月) まで

【提出先】美馬市 市民環境部 ふるさと回帰推進課

〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地 5 番地

【問い合わせ先】美馬市 市民環境部 ふるさと回帰推進課

- 電 話 : 0 8 8 3 - 5 2 - 8 1 2 9
- F A X : 0 8 8 3 - 5 5 - 0 6 8 0
- E-mail : furusatokaiki@mima.i-tokushima.jp
- 受付時間 : 平日午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 1 5 分

令和6年度「美馬市奨学金返還支援補助金」募集要項

1. 目的

U I J ターン移住をして美馬市内にお住まいの若者が、高校・大学等の在学中に借り入れた奨学金等の返還を補助することにより、若者の修学の機会の均等及び定住促進を目的とします。

2. 補助金の内容

補助額	奨学金等の年間返還金額の3分の1 上限10万円/年 ※1,000円未満の端数は切り捨て 「学生向け補助候補者」認定者は、 上限20万円/年
対象期間	初めて補助金の交付申請を行った月から起算して 5年間 ※年度ごとに補助金の交付申請が必要
対象経費	補助金の交付を受ける年度内に返還した奨学金等 ※補助金の交付を受ける年度に市に居住した期間が1年に満たない場合は、居住期間内に返還した金額 ※繰上げ返還等による奨学金等の返還額は、対象外

〈補助金の交付までの流れ〉



3. 補助金の交付申請について

(1) 対象要件 注目!!

次の要件すべてを満たす場合に、補助対象となります。

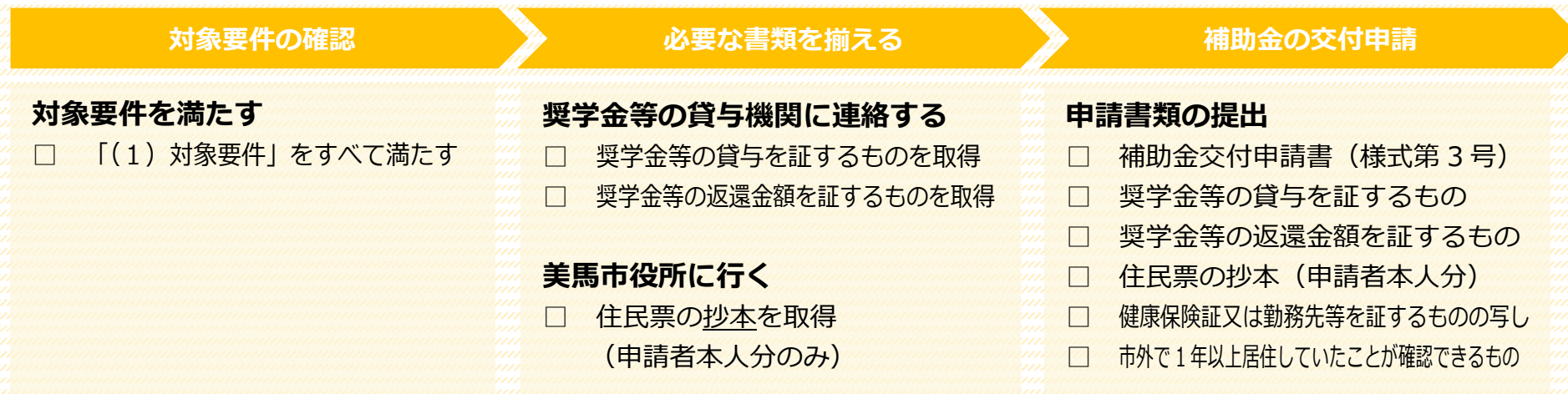
- 現在、美馬市に住民登録されており、居住の実態がある
- 進学等を機に1年以上美馬市外で居住し、UIJターン移住により美馬市で生活していることが確認できる
- 公務員ではない
- 高校・大学等の在学中に本人名義で奨学金等の貸与を受けた
- 平成28年4月1日以降に奨学金等の返還を開始した
- 月賦、半年賦、年賦等により奨学金等の返還を行っている
- 市税を滞納していない
- 暴力団員又は暴力団員密接関係者ではない

(2) 対象となる奨学金等の例

- 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会教育支援資金
- 徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金
- その他本人名義で借り入れ、返還を行っている奨学金等

※対象については、ご相談ください。

(3) 補助金の交付申請までの流れ 注目!!



(5) 補助金の交付申請に必要な書類

提出書類	取得場所	取得時期	取得に必要なもの
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書(様式第3号)	・ふるさと回帰推進課または、市ホームページからダウンロード		
<input type="checkbox"/> 奨学金等の貸与を証するもの <input type="checkbox"/> 奨学金等の返還金額を証するもの	・奨学金等の貸与機関	奨学金等の返還開始後	
<input type="checkbox"/> 住民票の抄本 ※申請者本人のみ記載されたもの ※発行から3か月以内のもの	・市民課または、各市民サービスセンター	申請時	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類(免許証等)
<input type="checkbox"/> 健康保険証又は勤務先等を証するものの写し <input type="checkbox"/> 市外で1年以上居住していたことが確認できるもの			

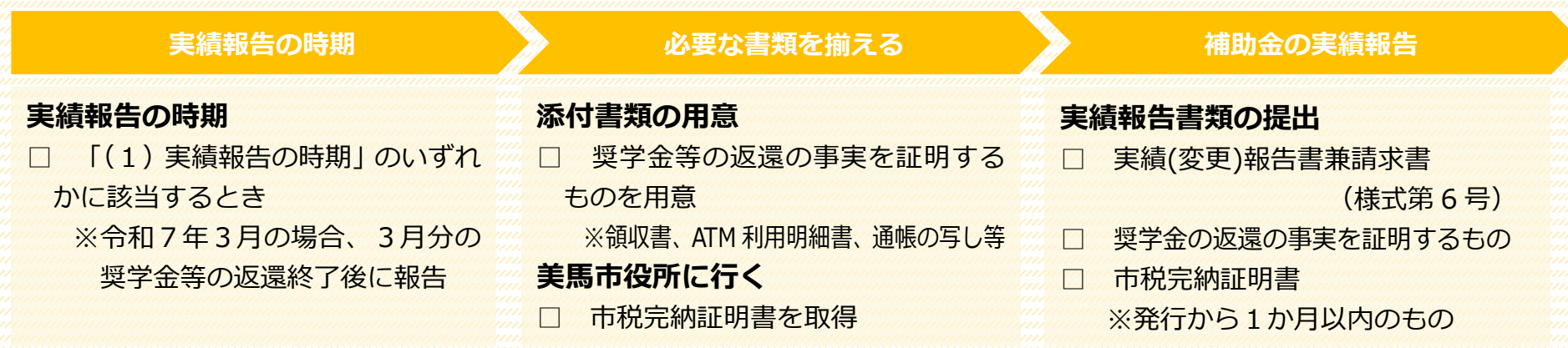
4. 補助金の実績報告について

(1) 実績報告の時期

次のいずれかに該当するときに、補助金の実績報告を行っていただきます。

- 令和7年3月
- 「3. 補助金の交付申請について（1）対象要件」をひとつでも満たさなくなったとき
※対象要件を満たさなくなった前の月までを補助対象期間とし、補助金を交付します。

(2) 補助金の実績報告までの流れ



(3) 補助金の実績報告に必要な書類

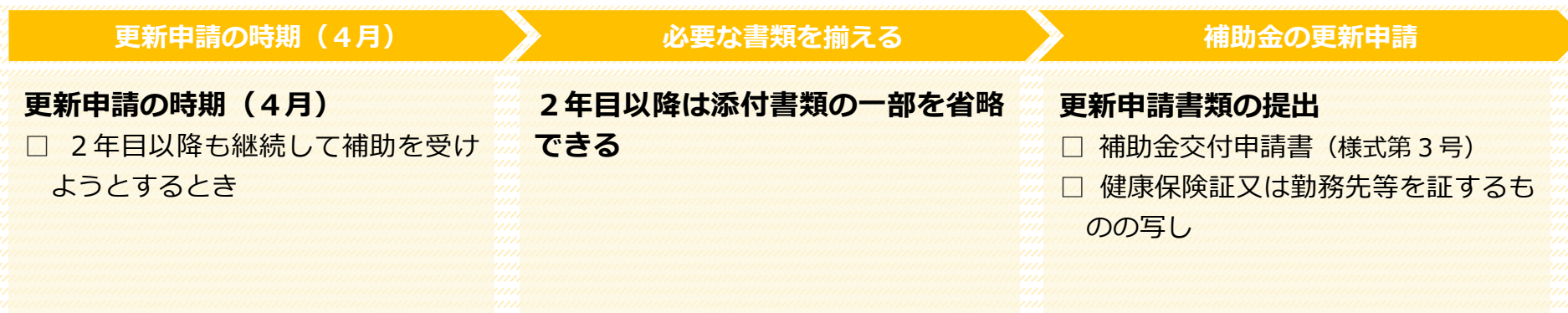
提出書類	取得場所	取得時期	取得に必要なもの
<input type="checkbox"/> 実績(変更)報告書兼請求書 (様式第6号)	・ふるさと回帰推進課または、市ホームページからダウンロード		
<input type="checkbox"/> 奨学金等の返還の事実を証明するもの ※ 補助対象期間中のすべてのもの	・奨学金等の貸与機関	令和6年度分の返還終了後	
<input type="checkbox"/> 市税完納証明書 ※ 発行から1か月以内のもの	・税務課または、各市民サービスセンター		<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類(免許証等)

5. 次年度以降の手続について

(1) 補助金の更新申請

初めて補助金の交付申請をした年度以降も、補助金の交付を受けるためには、年度ごとに補助金の交付申請を行う必要があります。

(2) 補助金の更新申請までの流れ



(3) 補助金の交付申請に必要な書類

提出書類	取得場所	取得時期	取得に必要なもの
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（様式第3号）	・ふるさと回帰推進課または、市ホームページからダウンロード		
<input type="checkbox"/> 健康保険証又は勤務先等を証するものの写し			

6. 学生向け認定候補者（予約枠）について

〈補助候補者認定～補助金交付申請～補助金実績報告までの流れ〉



返還開始後に、「3. 補助金の交付申請について」のとおり、補助金交付申請を行ってください。

交付申請時点で、補助対象の要件確認のため、新たな添付書類が必要です。候補者認定されていても、卒業した翌年度の3月末までに申請しない場合や申請時点で要件に該当しない場合、補助対象になりません。忘れずに申請してください。

(1) 対象要件（学生） 注!!

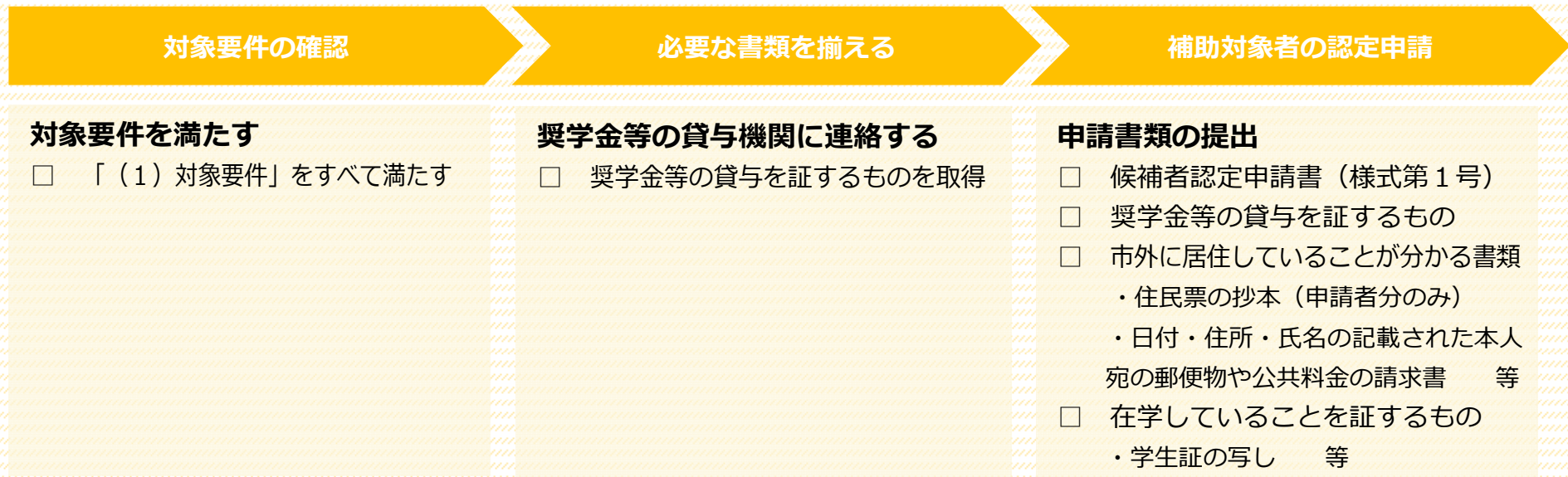
次の要件すべてを満たす場合に、補助候補者となります。

- 高校・大学等の在学しており本人名義で奨学金等の貸与を受けている
- 進学等を機に、美馬市外で居住しており、高校・大学卒業後は、本市に住民登録し居住する予定である

(2) 対象となる奨学金等の例

既卒者と同じ範囲となります。

(3) 補助認定候補者申請までの流れ 注目!!



(5) 補助候補者の認定申請に必要な書類

提出書類	取得場所	取得時期	取得に必要なもの
<input type="checkbox"/> 候補者認定申請書（様式第1号）	・ふるさと回帰推進課または、市ホームページからダウンロード		
<input type="checkbox"/> 奨学金等の貸与を証するもの	・奨学金等の貸与機関		
<input type="checkbox"/> 市外に居住していることが分かる書類 ・住民票の抄本（住民票を異動している場合） ※申請者本人のみ記載されたのもの ※発行から3か月以内のもの ・日付・住所・氏名の記載された本人宛の郵便物や公共料金の請求書 など	・市民課または、各市民サービスセンター	申請時	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類(免許証等)
<input type="checkbox"/> 在学していることを証するもの ・学生証の写し など			

7. Q&A

Q UIJターン移住とはどういうものですか？

- A 「Uターン：美馬市出身で、他の地域に移住した後に、美馬市に戻ってくること」
「Iターン：他の地域の出身者が美馬市に移住すること」
「Jターン：美馬市近隣市町村出身で、他の地域に移住した後に、美馬市に移住すること」

Q 「奨学金等の貸与を証するもの」と「奨学金等の返還金額を証するもの」とはどういうものですか？

- A 「奨学金等の貸与を証するもの」：奨学金等の貸与機関、貸与を受けた期間、貸与を受けた方の名前が確認できるもの
「奨学金等の返還金額を証するもの」：月々の返還金額が確認できるもの

〈独立行政法人日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている場合〉

『奨学金貸与証明書』と『奨学金返還証明書』をご提出ください。

書類については、独立行政法人日本学生支援機構のホームページから発行申請ができます。

Q 「市外で居住していたことが確認できるもの」とはどういうものですか？

- A 前住所の記載された住民票、賃貸契約書の写し、居住地住所の記載された学生証、日付・住所・氏名の記載された本人宛の郵便物や公共料金の請求書など、1年以上市外で住んでいた住所が確認できるものをいいます。

Q 補助候補者認定を受けたが、補助金申請をしなかったらどうなりますか？

- A 高校・大学等を卒業する年度の翌年度末までに補助申請を行わない場合、補助候補者認定を取り消すことになっています。
例えば、令和5年度（令和6年3月）卒業者の申請期限は、令和7年3月末日です。

8. 注意点

(1) 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、市において適切に管理します。

また、定住促進に係る情報提供及びアンケート等を送付させていただく場合があります。

(2) 補助金の返還について

虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けた場合、補助金を返還していただきます。